

平成15事業年度
業務実績報告書

自 平成15年10月 1日
至 平成16年 3月31日

独立行政法人 空港周辺整備機構

目 次

第1編 業務運営評価のための報告

はじめに	2
業務運営に関する報告	
1. 中期目標の期間	3
2. 業務運営の効率化に関する事項	3
3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の 質の向上に関する事項	1 3
4. 財務内容の改善に関する事項	3 2
5. その他業務運営に関する重要事項	3 5

第2編 自主改善努力の報告

1. 業務改善推進会議の設置	3 8
2. 大阪国際空港周辺緑地事業調査	4 0
3. 緩衝緑地整備事業における施行方法の見直し	4 2
4. 民家防音工事の住宅地図情報システムの導入	4 3
5. 再開発整備事業における施設借受者の掘り起こし	4 4

第 1 編

業務運営評価のための報告

はじめに

この報告書は、国土交通省所管独立行政法人の業務実績評価に関する基本方針（平成14年2月1日、国土交通省独立行政法人評価委員会決定・平成16年2月23日、同委員会改定）に基づき、独立行政法人空港周辺整備機構の平成15年事業年度の業務運営評価のために提出するものである。

なお、上記基本方針を踏まえ、中期目標等において中期目標期間における項目の目標が数値により設定されている場合とそれ以外の場合について、それぞれ次の形式で報告する。

《目標値が設定されている場合》

中期目標 大項目－中項目－小項目「タイトル」

中期計画 大項目－中項目－小項目「タイトル」

年度計画における目標値

年度計画における目標値設定の考え方

実績値（当該項目に関する取組み状況も含む）

実績値が目標値に達しない場合には、その理由及び次年度以降の見通し

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

《上記以外の場合》

中期目標 大項目－中項目－小項目「タイトル」

中期計画 大項目－中項目－小項目「タイトル」

年度計画における目標

年度計画における目標設定の考え方

当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

業務運営に関する報告

1. 中期目標の期間

平成15年10月1日から平成20年3月31日までの4年6月間

2. 業務運営の効率化に関する事項

(中期目標)

1. 業務運営の効率化に関する事項

(1) 組織運営の効率化

航空機騒音対策に係る社会的ニーズに迅速かつ柔軟に対応するとともに、業務運営の責任を明確化するために必要な体制を整備すること。

(中期計画)

1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 組織運営の効率化

事務事業の効率化の観点から、独立行政法人化の時点で、大阪国際空港事業本部の経理部及び周辺整備推進室、代替地対策課、東京事務所を廃止し、民家防音第1課及び第2課を統合し民家防音課に再編する。

共同住宅の新規建設は廃止したが、既存住宅の維持管理業務は継続し、処分に関する業務が新たに生ずることから、共同住宅担当組織は従来どおりとする。

(年度計画)

1. 業務運営の効率化に関する年度計画

(1) 組織運営の効率化

大阪国際空港事業本部の経理部及び周辺整備推進室、代替地対策課、東京事務所を廃止し、民家防音第1課及び第2課を統合し民家防音課に再編する。

年度計画における目標設定の考え方

独立行政法人は、組織の効率化・活性化を求められているところであり、事業を進める上で社会的ニーズに迅速かつ柔軟に対応するとともに業務運営の責任体制をより明確化にする必要があることから、中期計画に掲げる組織運営の効率化を図ることを目的とした組織体制のスリム化及び効率的な人員の配置の実施を平成15年度の目標とした。

当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

【当該年度における取組み】

10月1日付けで次のとおり組織を再編した。

大阪国際空港事業本部の経理部及び周辺整備推進室、代替地対策課を廃止。

東京事務所を廃止。

大阪国際空港事業本部の民家防音第1課（大阪担当）及び第2課（兵庫担当）を統合して、民家防音課にした。

その他、同日付けで役員2名の削減を行った。

【中期目標達成に向けた次年度以降の見通し】

中期計画に掲げる組織の再編は初年度で実施したところであるが、更なる組織運営の効率化をめざし、16年度以降は、組織再編（グループ制導入等の組織のあり方）についての検討を行う。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

15年度組織再編にあたっては、派遣元の協力を得て年度計画どおり達成されたが、その結果、次のような組織運営の効率化が図られ、また管理費の抑制にも大きく寄与されたところである。

民家防音事業の統合による地域（大阪・兵庫）割りを超えた行政サービス推進体制を確立

周辺整備推進室を廃止したことによる指揮命令システムのスリム化

契約業務の権限を各担当部長から総務部長に改正し、一元化による審査体制を確立
（関連P17参照）

また、業務運営の責任を明確化するため、理事会を毎月1回開催するとともに、各事業本部ごとに役員及び幹部職員による定例会議を設置し、役員及び幹部職員の経営改善に対する認識を共通のものとし、各事業を円滑かつ確実に実施できるように経営体制の改善を図った。

大阪国際空港事業本部「理事懇談会」 週1回

福岡空港事業本部「幹部会」 月2回

（中期目標）

（2）人材の活用

航空機騒音対策業務に必要な役職員を確保するとともに、組織を活性化すること。

(中期計画)

(2) 人材の活用

機構組織全般について、国・府・県・市との人事交流を推進し、若い人材を任用するなどにより組織を活性化する。

(年度計画)

若い人材を任用し、確実に組織の活性化が図られるよう、国・府・県・市の人事異動計画策定期間に綿密な調整・協議を行う。

年度計画における目標設定の考え方

空港周辺整備機構は、大阪国際空港事業本部の一部プロパー職員(9名)を除き、福岡空港事業本部を含め、国・府・県・市の出向者で構成されており、人事権については、それぞれの出身母体(派遣元)が握っていることから、これらの関係機関の協力が不可欠である。このため、各関係機関の人事異動策定期間に、機構の実情及び人事方針を説明し、職員の若返り、人件費の抑制及び組織の活性化につながる人事異動計画が策定されるよう調整・協議を行うことを平成15年度の目標とした。

当該年度における取組み及び中期目標に向けた次年度以降の見通し

【当該年度における取組み】

平成16年度の異動計画にあたり、平成15年11月～12月初旬にかけて国・府・県・市に対し若い人材の派遣要請を行った結果、全体として1歳弱の若返りができた。

【中期目標達成に向けた次年度以降の見通し】

《大阪国際空港事業本部》

人件費抑制等を図るため、引き続き派遣元の自治体等に協力を求め、若返りの人材確保に努めるが、出身母体の人事異動方針の影響を受けることもあり、今後は大幅な若返りは困難と考えられるため、組織の見直し(ポスト見直し)により組織の活性化、若返りを図る検討を行う。

《福岡空港事業本部》

人件費抑制等を図るため、課長代理級以下を重点に若返りを図るとの方針のもと、派遣元に更なる協力を求めていくが、派遣元の職員構成を考慮すると、目に見える形での若返りは困難な状況にあるので、役職(ポスト)配置の見直し等により若返りを図る検討を行う。

また、若返りだけでなく、組織の活性化のためには、職務遂行能力のレベルアップが不可欠なことから、職務にあった経験の有無等を含め、より有能な人材の確保を図るべく、派遣元の自治体等に強く協力を求めていく。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

府・県・市の職員については、派遣法の規定により派遣元及び本人の同意が必要となることから、機構内部における柔軟な定員配置が困難である。

15年度は、機構内部における業務に見合った円滑な人事配置等を実施すべく、派遣協定の見直しについて関係機関と協議を行い、一部協議が整った自治体から実施した。

大部分の職員は、人事異動時期が4月に特定されていることから、機構の業務実態に見合った時期（必要時期・期間の職員配置）での異動計画の策定が困難な状況である。

【参考】

公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（抜粋）

第2条 任命権者は、次に掲げる団体のうち、その業務の全部又は一部が当該地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、当該地方公共団体がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるものとして条例で定めるものとの間の取り決めに基づき、当該公益法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、条例で定めるところにより、職員を派遣することができる。

一 略

二 略

三 特別の法律により設立された法人で政令で定めるもの

四 略

2 任命権者は、前項の規定による職員の派遣の実施にあたっては、あらかじめ、当該職員に同項の取決めの内容を明示し、その同意を得なければならない。

同法律第2条第1項第3号の法人を定める政令（平成12年12月政令第523号）

公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項第3号の政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

一九 独立行政法人空港周辺整備機構

（中期目標）

（3）業務運営の効率化

代替地造成事業の効率化

代替地の保有区画数については、長期間保有することによる管理費累増等のリスクを回避するための措置を講ずること。

(中期計画)

(3) 業務運営の効率化

代替地造成事業の効率化

イ 大阪については、代替地の保有区画数は1区画以内とする。必要に応じて一般処分も行うものとする。

また、今後取得する場合の代替地の保有期間は3年以内とする。

ロ 福岡については、代替地の保有区画数は2区画以内とする。必要に応じて一般処分も行うものとする。

また、今後取得する場合の代替地の保有期間は3年以内とする。

ハ 一般処分を行う場合は、ホームページへの掲載、地元広報誌等への情報提供を実施するとともに、自治体等の公共代替地への提供も行う。

(年度計画)

(3) 業務運営の効率化

代替地造成事業の効率化

大阪及び福岡の両事業本部において、移転補償対象者のニーズを把握し、代替地の需要がある場合には適切に対応する。

年度計画における目標設定の考え方

代替地を長期間保有することによる管理費等の負担増大のリスクを回避するため、移転補償対象者のニーズを把握した上で、必要に応じた区画数の確保と不用と目される代替地の一般処分の推進を図るため、15年度はこれら需要の確認と一般処分への諸手続きを進めることとした。

当該年度における取組み及び中期目標に向けた次年度以降の見通し

【当該年度における取組み】

《大阪国際空港事業本部》

保有代替地(小野原2区画(363.27㎡))について、平成15年12月末を申込期限として関係地権者に対し地元説明会の場で提示を行ったが、希望者がなく今後とも申込みが見込めないため、16年度の早い時期に一般処分すべく諸手続を行った。

《福岡空港事業本部》

移転補償対象者のニーズを把握するも代替地の需要がなかったことから、独立行政法人移行時点での保有代替地7区画のうち、空港前地区の2区画を一般処分により売却した。

【中期目標達成に向けた次年度以降の見通し】

《大阪国際空港事業本部》

一般処分に先立ち、関係地方公共団体等16機関へ優先譲渡の照会を行った後、公告を行い、機構のホームページへ掲載するとともに宅建業組合等へ情報を提供し、早期処分することを予定している。

《福岡空港事業本部》

引き続き需要動向を見極めながら、現在保有している代替地は地方公共団体等への優先譲渡の照会を行うほか、必要に応じて公告を行い、早期に一般処分を進めることとしている。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

大阪国際空港事業本部における代替地の売却状況

小野原代替地2区画(363.27㎡)を一般処分することについて、平成16年3月下旬に国土交通大臣の承認及び大阪府、兵庫県両知事の同意を得た。

福岡空港事業本部における代替地の売却状況

空港前地区 No.6 (319.49㎡)

平成15年11月に公告により一般競争入札を行ったが応募がなく、自治体への協力要請を強化したところ、隣接の篠栗町から、公共工事に伴う優先譲渡の斡旋があったため、当該相手方に売却処分を行った。

空港前地区 No.3 (231.03㎡)

平成16年1月に公告を行ったところ、購入希望者が1名あったため、一般競争入札に付したのち売却処分を行った。

(中期目標)

共同住宅

既存の共同住宅については、現在の入居者に配慮しつつ、特殊法人等整理合理化計画(平成13年12月19日閣議決定)に基づき早期に処分するため、空家の処分計画を策定し、処分に着手すること。

(中期計画)

共同住宅

- イ 採算性を検討し、現状及び見通しを公表する。
- ロ 熊野町住宅については、一棟処分に向けて入居者の移転を進める。
- ハ 戸別処分を行う小中島住宅については6戸以上を処分する。
- ニ 服部本町住宅の空家については、定期借家権を付け入居資格者以外への賃貸の拡大を図っていくことにより、空室率を4%以下にする。
利倉西住宅(第1、第2、第3)については、定期借家権を付け入居資格者以外への賃貸を拡大し、空室率を25%以下にする。

(年度計画)

共同住宅

- イ 採算性を検討し、現状及び見通しをホームページにおいて公表する。
- ロ 熊野町住宅については、一棟処分に向けて入居者の移転に関する住民説明会を実施する。
- ハ 戸別処分を行う小中島住宅については2戸を処分する。
- ニ 服部本町住宅及び利倉西住宅(第1、第2、第3)については、定期借家権を付け入居資格者以外への賃貸を実施するため、不動産業者への委託手続きを進める。

(年度計画における目標値)

小中島住宅の処分戸数：2戸

年度計画における目標値及び目標設定の考え方

中期計画に沿った共同住宅事業の効率的な業務運営・処分を速やかに図るため、小中島住宅の空家2戸を処分するほか、熊野町住宅の1棟処分に向けた住民説明会の開催等を行うことを目標とした。

実績値(当該項目に関する取組み状況も含む)

【実績値】

ハ 小中島住宅の処分戸数：0戸

【当該年度における取組】

- イ 共同住宅の採算性を検討し、現状及び見通しを平成15年11月11日付けでホームページに掲載し公表した。
- ロ 熊野町住宅について、1棟処分に向けた住民説明会を平成15年10月28日に実施し、入居者の移転を促した。

八 小中島住宅の2戸処分を進めるため、平成15年11月に一般競争入札に付したが、応募者がなく、さらに進捗を図るため民間不動産業者3社と売り払いの媒介契約を締結した。

二 服部本町住宅及び利倉西住宅（第1、第2、第3）について、一般貸し付けの公募公告を平成16年3月23日に行ったところ、服部本町住宅に1名の申し込みがあった。

また、賃貸の媒介を行う不動産業者（2社）へ一般賃貸公募にかかる業務委託の手続きを進めた。

実績値が目標値に達しない場合には、その理由及び次年度以降の見通し

【目標値に達しなかった理由】

小中島住宅の2戸を処分するため一般競争入札に付したが、希望者がなかったのは昭和51年2月に建設され、建築後27年を経過していること、昇降設備を有していないこと、資産デフレによる不動産取引の低迷が考えられる。

【次年度以降の見通し】

16年度以降も継続して民間不動産業者の協力を得て小中島住宅の売却に努める。

熊野町住宅の入居者に円満に移転（退去）してもらうため、賃借人の意向確認・現況把握が必要であり、アンケート調査を行った上で具体的な売却にあたっての手法を検討する。

服部本町住宅及び利倉西住宅については、定期借家権付き賃貸を入居資格者以外にも幅広く公募する。また、民間不動産業者に一般賃貸公募にかかる業務委託を行うとともにホームページにも掲載し入居者を募ることとしている。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

熊野町住宅の1棟処分に向けた住民（30世帯）の移転にあたっては、その大半が高齢者であり転居が厳しい状況にある。従って、入居者付き売却を行うことも視野に入れて検討する。

（中期目標）

事業費の抑制

事業費について、中期目標期間の最後の事業年度において、認可法人時の最終年度（平成14年度）比で5%程度（住民の申請に基づき航空機騒音による障害の補償措置として行うものを除く事業については15%程度）に相当する額を削減する。

(中期計画)

事業費の抑制

事業費について、単価の見直しや事業執行方法の改善等を通じて効率化を推進し、中期目標期間の最後の事業年度において、認可法人時の最終年度(平成14年度)比で5%以上(住民の申請に基づき航空機騒音による障害の補償措置として行うものを除く事業については15%以上)に相当する額を削減する。

(年度計画)

事業費の抑制

事業費について、事業執行方法の改善等を通じて効率化を推進し、認可法人時の最終年度(平成14年度)比で1%以上(住民の申請に基づき航空機騒音による障害の補償措置として行うものを除く事業については3%以上)に相当する額を削減する。
(平成15年度予定額は認可法人と独立行政法人の額を合算したもの)

(年度計画における目標値)

事業費の抑制：14年度比1%以上の削減(住民申請に基づく補償措置として行うものを除く事業は3%以上の削減)

年度計画における目標値設定の考え方

中期計画の達成を目指して、15年度は14年度比で1%以上の事業費削減(住民申請に基づく補償措置として行うものを除く事業は3%以上の削減)を行うこととした。

実績値(当該項目に関する取組み状況も含む)

【実績値】

14年度予算の総事業費(13,678百万円)に対し、15年度予算の総事業費(認可法人時8,282百万円、独立行政法人時4,133百万円、合計12,415百万円)は約9%の削減、住民の申請に基づき航空機騒音による障害の補償措置として行うものを除く事業においても14年度事業費(6,558百万円)に対し、15年度事業費(認可法人時4,201百万円、独立行政法人時1,964百万円、合計6,165百万円)で約6%の削減になった。

【当該年度における取組】

事業費の抑制を図りつつ、事業の円滑なる運営に支障が生じないよう関係機関等と調整を図りながら、計画的かつ効率的な執行に努めた。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

事業費抑制を図るため、具体的には次のような措置を講じた。

《大阪国際空港事業本部》

再開発事業にかかる整備費を抑制するため、事業執行方法を見直し、民間のノウハウと資金の導入により整備費の軽減を図った。

《福岡空港事業本部》

緩衝緑地造成事業において、造成中の中央を築山状にするなど造成方法を見直し、発生残土量を5,200m³ 2,000m³ に抑制することにより、事業費を削減した。

(中期目標)

一般管理費の抑制

一般管理費について、中期目標期間の最後の事業年度において、認可法人時の最終年度(平成14年度)比で13%程度に相当する額を削減すること。

(中期計画)

一般管理費の抑制

一般管理費について、業務の集約化及び電子化、ペーパーレス化を推進する等、業務処理の方法を工夫し効率化を図ることにより、中期目標期間の最後の事業年度において、認可法人時の最終年度(平成14年度)比で13%以上に相当する額を削減する。

(年度計画)

一般管理費の抑制

独立行政法人化の時点で事務所の借り上げ面積を縮小する等により認可法人時の最終年度(平成14年度)比で3%以上に相当する額を削減する。(平成15年度予定額は認可法人と独立行政法人の額の合算としたもの)

(年度計画における目標値)

一般管理費の抑制：14年度比3%以上の削減

年度計画における目標値設定の考え方

中期計画の達成を目指し、15年度は14年度比で3%以上の削減を行うこととした。

実績値（当該項目に関する取組み状況も含む）

【実績値】

一般管理費は、14年度予算（1,738百万円）に対し、15年度予算（認可法人時1064百万円、独立行政法人時508百万円、合計1,572百万円）は約10%の削減となった。

【当該年度における取組】

一般管理費抑制のため、次の取組を行った。

経理部、東京事務所廃止に伴う事務所借上げ経費等の削減

旅費規程の宿泊費、日当等の単価見直しに伴う経費の削減

福岡空港事業本部の屋内空調器の個別管理方式化による電気料の大幅な削減

福岡空港事業本部の新聞購読及び携帯電話一部契約解除等による経費の削減

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

当該年度取組

事務所スペース借上げ解約に伴う経費削減 573万円

旅費規程の単価見直し

例：部長級 甲地宿泊 14,400円 13,100円

日当 3,100円 2,600円

課長級 甲地宿泊 13,000円 10,900円

日当 2,800円 2,200円

福岡空港事業本部の電気料削減 125万円

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

（中期目標）

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

（1）業務の質の向上

周辺住民及び関係自治体との意志疎通を図りながら、以下により業務の質を向上させること。

騒音対策事業及び地域整備事業を一体的・効率的に実施するための体制・制度を構築すること。

(中期計画)

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 業務の質の向上

業務の質を向上させるため、次の措置を行う。

業務の調整及び意見聴取のため、出資者である国・府・県・市及び関係自治体で構成する「連絡協議会」を設け、年2回以上開催する。

(年度計画)

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する年度計画

(1) 業務の質の向上

業務の質を向上させるため、15年度において次の措置を実施する。

業務の調整及び意見聴取のため、出資者である国・府・県・市及び関係自治体で構成する「連絡協議会」を設け、年度中に1回開催する。

(年度計画における目標値)

「連絡協議会」の開催：年度中1回開催

年度計画における目標値設定の考え方

当機構の円滑な業務の遂行を図るため、事業年度の予算及び事業計画に関する事項について、大阪国際空港事業本部及び福岡空港事業本部ごとに、国、府、県、市等で構成する連絡協議会を年度内に開催し、業務の調整及び意見聴取を行う。

実績値(当該項目に関する取組み状況も含む)

《大阪国際空港事業本部》

大阪航空局、大阪府、兵庫県ほか周辺6市で構成する大阪国際空港事業本部連絡協議会を3月25日に実施した。

《福岡空港事業本部》

大阪航空局、福岡県、福岡市ほか周辺3市2町で構成する福岡空港事業本部連絡協議会を3月29日に実施した。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

《連絡協議会における協議の調整事項等》

各事業本部ごとに、次の内容について概要説明並びに協議を行った。

平成 15 年度事業の実施状況
平成 16 年度事業計画
平成 16 年度収支予算及び財源内訳

なお、委員から出された主な意見としては、大阪国際空港事業本部において、地域の活性化を図るための再開発事業の実施に対する要望のほか、民家防音工事申請後の待機期間の解消等に対する要望等が関係自治体からあがった。

(中期目標)

職員の資質を向上させること。

(中期計画)

事業に関する情報の共有化及び職員相互の連帯意識並びに業務に係る専門知識の向上のために弁護士・公認会計士・税理士等の外部講師による職員研修（年 3 回程度）を実施する。

(年度計画)

外部講師等による職員研修を年度中に 1 回実施する。

(年度計画における目標値)

職員研修の開催：年度中に 1 回開催

年度計画における目標値設定の考え方

事業に関する情報の共有化及び職員相互の連帯意識並びに業務に係る専門知識の向上のため外部講師等による職員研修を実施する。

実績値（当該項目に関する取組み状況も含む）

【実績値】

職員研修は大阪国際空港事業本部で 2 回、福岡空港事業本部で 2 回実施した。

【当該年度における取組】

《大阪国際空港事業本部》

「民事調停手続きについて」及び「独法会計基準について」の職員研修を実施した。

《福岡空港事業本部》

「繰越・決算事務について」及び「人権・同和問題について」の職員研修を実施した。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

《大阪国際空港事業本部》

共同住宅の家賃滞納等を簡便かつ迅速に解決するための方策としての民事調停手続きについて、11月20日、21名の職員参加のもと顧問弁護士による研修を実施した。

独法会計基準、企業会計原則、複式簿記の原理について、3月19日、15名の職員参加のもと、公認会計士（非常勤監事）による研修を実施した。

《福岡空港事業本部》

福岡市市民局から講師を招聘し、1月19日、22名の職員参加のもと、人権・同和研修に関する研修を実施した。

繰越・決算事務に対する実務能力を高めるため、2月26日、12名の職員参加のもと、総務課長による研修を実施した。

（中期目標）

業務の成果を内部評価すること。

（中期計画）

1年サイクルの内部評価制度を導入し、前年度の業務の評価が次年度の目標設定・業務の実施に着実にフィードバックできるようにする。

（年度計画）

平成15年度の事業について内部評価基準を作成し、内部評価・分析のうえ、次年度の計画設定・業務の実施方法等に反映させる。

年度計画における目標設定の考え方

業務の実施及び成果の内部評価・分析を行うことにより、次年度への業務計画の設定、実施方法に反映させるため、内部評価の体制を確立させることを目標とした。

当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

【当該年度における取組】

内部評価委員会の設置及び評価基準を作成し、16年度以降への計画策定・業務の実施方法等に反映できる体制を整えた。

【中期目標達成に向けた次年度以降の見通し】

内部評価委員会において行う内部評価・分析等の結果を踏まえ、次年度以降への業務に反映させる体制が整ったので、内部評価を実施し、更なる業務の効率化に繋がるよう取り組むこととする。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

特記事項なし

（中期目標）

契約関係事務については、一層の適正化を進めること。

（中期計画）

独法移行時において会計規程等の見直しを行うとともに、新たに審査役及び契約係長を設置する。

（年度計画）

会計規程等の見直しを行うとともに、新たに審査役及び契約係長を設置する。

年度計画における目標設定の考え方

業務の質の向上を速やかに図るため、15年度に会計規程等の見直しを行うとともに、契約業務の一元化を行うこととし、また、チェック体制の強化を図るため、新たに審査役及び契約係長を設置することとした。

当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

【当該年度における取組】

会計規程等の見直しを行うとともに、大阪国際空港事業本部においては管財調達課に契約係長、福岡空港事業本部においては総務課に審査役を設置し、契約関係事務の一層の適正化を進め審査体制の強化を図った。

【中期目標達成に向けた次年度以降の見通し】

会計規程等は、適宜必要に応じて見直しを行い、一層の適正化に努めることとする。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

会計規程は、契約の締結・支出決定事務の権限を各部長から総務部長に変更するなどし、契約事務処理の一層の適正化を図るよう見直すとともに、財産管理規程を分離し財産の維持管理（管理・交換・貸付・処分等）の取扱について重点的に整理し見直した。

契約事務取扱細則に関しては、入札執行者の指定は従来まで担当課長であったが大阪国際空港事業本部においては管財調達課長、福岡空港事業本部においては総務課長に改正し、また、指名競争入札時の参加数を「5名」から「できるだけ10名以上」に改正するなど、より一層の契約業務の適正化・公平性の確保を図った。

（中期目標）

国の航空機騒音対策事業及び機構の事業概要について、より一層の広報活動を行うこと。

（中期計画）

広報活動の充実

イ ホームページ、パンフレット等の内容を充実させ、独立行政法人評価委員会の評価結果を含めて積極的に各種情報を提供する。

ホームページについてはアクセス数を10%増加させるとともに、書き込み欄への意見を分析する等により、地域住民のニーズを把握する。

ロ 関係自治体と連携を図りパンフレットの配布・自治体広報誌への掲載等の広報活動を行う。

ハ エアフロントオアシスや緑地整備を完了した個所について、成果を周知するため、看板の設置等を行う。

(年度計画)

広報活動の充実

イ ホームページについては、独立行政法人通則法で定められている公表事項を一般に理解されやすい内容で早期に公表するとともに、アクセスの実績を解析のうえ、既存データの内容の充実を図る。

また、パンフレットについては独立行政法人化について記載する等、理解しやすい内容の充実を図る。

ロ 環境対策における広報活動の充実を図るため、自治体広報誌等への掲載を依頼する。

ハ 事業主体と調整をし、事業を完了した緑地帯等2箇所に看板の設置等を実施する。

(年度計画における目標値)

看板の設置：緑地帯等2箇所に設置

年度計画における目標値及び目標設定の考え方

ホームページの充実とパンフレットの配布による広報活動を積極的に行うとともに、機構が整備する緑地帯等に看板を設置し、地元に対するPRを図ることを目標とした。

実績値(当該項目に関する取組み状況も含む)

【実績値】

ハ 看板の設置：未整備

【当該年度における取組】

- イ
- ・ ホームページの掲載内容を更新した。
 - ・ ログ解析ソフトを導入し、データ解析を行った。
 - ・ パンフレットには当機構の独立行政法人化について記載し、資料編を別冊とするなどより見やすい内容に改め、充実を図った。
 - ・ パンフレットは情報公開窓口に常備し、一般への周知等に努めた。
- ロ 環境対策の広報活動の充実を図るため、地元自治体等関係機関へパンフレットを配布した。また、福岡空港事業本部においては、騒音斉合施設の賃借人募集について福岡市の広報誌への掲載を依頼し、掲載された。

実績値が目標値に達しない場合には、その理由及び次年度以降の見通し

【目標値に達しなかった理由】

看板の設置に関しては、単発的に実施するのではなく、効率的かつ経済的な事業の執行を図る観点から以前に当機構が整備した緑地帯等も含め広報することが適当であると判断し、掲示する内容、設置箇所等について事業主体との調整を行ったが、これに日時を要したため年度計画どおりの整備ができなかった。

【次年度以降の見通し】

16年度中に事業主体との調整を整え、緑地帯等に看板の設置を行うこととしている。
その他、空港周辺環境対策事業と当機構が行う事業の関わりについて、より多くの人々から理解と信用を得るため、引き続き広報活動の充実を行う。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

ホームページのアクセス件数は、6ヶ月平均で30%程度増加した。

(中期目標)

(2) 業務の確実な実施

以下の事項を行うことにより、航空機騒音対策を進めること。

大阪国際空港及び福岡空港周辺における再開発整備事業については、空港周辺のまちづくりの観点から、関係自治体と連携した事業を実施すること。

(中期計画)

(2) 業務の確実な実施

周辺整備基本方針及び中期基本方針で策定された趣旨を踏まえつつ、各事業を進める。

再開発整備事業

イ 関係自治体との定期的情報交換を行うこと等により、都市計画や地域整備計画と整合する事業を実施する。

ロ 施設の整備にあたっては、仕様等について企業からの提案を取り入れる等により、需要に柔軟・的確に対応する。

ハ 中期目標の期間中に、需要の確実性を把握したうえで、7件の事業を行う。

(年度計画)

(2) 業務の確実な実施

再開発整備事業

- イ 都市計画や地域整備計画と整合する事業の実施について関係自治体と情報交換を行う。
- ロ 施設の整備にあたっては、企業からの提案を積極的に取り入れる等により需要に的確に対応するとともに、一般利用施設として整備する場合には空港周辺住民及び施設利用者にとっても利便性の高い施設整備を図る。
- ハ 平成16年度からの貸付開始に向けて、年度中に2件の整備を実施する。

(年度計画における目標値)

再開発整備事業：2件の整備

年度計画における目標値及び目標設定の考え方

再開発整備事業を確実に実施するため、以下に留意して目標及び目標値を設定した。

- イ 空港周辺地域における住民の生活環境の改善及び適正な土地利用実現を図るため、関係自治体と密接な連絡調整または協議を行い、都市計画や地域整備計画と整合する事業を実施する。
- ロ 借受希望者からの施設利用計画、建設（整備）計画、予定貸付料等について十分協議を行い、可能な限りニーズに応える。また、利便性の高い施設を整備し、併せて地域の雇用促進に寄与する。
- ハ 国と協議のうえ借受可能な国有地（普通財産を含む）を選定し、周辺地域のニーズに沿った施設整備を実施する。

実績値（当該項目に関する取組み状況も含む）

【実績値】

- ハ 再開発整備事業：4件の整備
 - ・大阪国際空港事業本部 3件
 - ・福岡空港事業本部 1件（ほか空き施設の解消2件）

【当該年度における取組】

《大阪国際空港事業本部》

- イ 地元自治会からの要望に対する対応策の検討や説明会の開催、また、開発指導等（県、市）については、関係機関との連絡調整会議や情報交換を積極的に実施した。
- ロ オートボックス（自動車部品の販売及び車検整備等を行う店舗）を誘致し、自動車整備士、パート職員の地元雇用を実現した。
- ハ 伊丹市北伊丹5丁目西（7,768㎡、店舗整備）、伊丹市北河原3丁目（7,258㎡、駐車場整備）、伊丹市森本7丁目東（810㎡、駐車場整備及び賃貸開始）の3件を整備した。

《福岡空港事業本部》

イ 福岡空港周辺整備計画調査委員会等において大井地区再開発整備第1期事業の後継テナント((株)ナフコ)の決定に至るまでの経緯や決定後の諸調整、店舗オープン後の状況報告を行うとともに、今後計画されている第2期事業の円滑な推進を図るため、遂行上問題となる事項等について協議を実施した。

また、地元自治会からの要望に対応するため、開発委員会等を開催し調整を図った。

ロ 懸案事項となっていた大井地区再開発整備第1期事業(17,758㎡、物販施設及び駐車場)の新規賃借人((株)ナフコ)への貸付を10月22日から開始し、パート職員等の地元雇用を実現するなど地域の活性化に寄与した。

さらに、福岡市東区社領3丁目の1件(1,041㎡、作業所)の空き施設の解消を図った。

ハ 福岡市博多区東平尾2丁目(897.84㎡)に駐車場を整備、貸し付けた。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

《大阪国際空港事業本部》

伊丹市北伊丹5丁目西及び伊丹市北河原3丁目の施設は、平成16年4月から貸付を開始する。

《福岡空港事業本部》

大井地区再開発整備第1期事業の後継テナントとしてナフコ(株)が決定したことにより地元雇用に貢献するとともに、当機構の事業採算性の向上に寄与した。

(中期目標)

大阪国際空港及び福岡空港周辺における民家防音工事補助事業については、事務処理の期間を短縮すること。

(中期計画)

民家防音事業

工事の積算方法や審査方法の見直し、事務の効率化・簡素化に取り組み、交付申請から交付額の確定までの期間を15%短縮する。

なお、工事は特定時期に集中することなく計画性を持って実施する。

(年度計画)

民家防音事業

交付申請から交付額の確定までの期間について、故障調査・積算審査等の効率化を図ることにより、平成14年度実績に比して15%短縮する。

(年度計画における目標値)

民家防音事業の交付申請から交付額確定までの期間：14年度比15%短縮

年度計画における目標値設定の考え方

故障調査及び積算審査の効率化により事業期間の短縮に努め、住民サービスの向上及び業務内容の効率化を図る。

実績値(当該項目に関する取組み状況も含む)

【実績値】

大阪国際空港事業本部においては、交付申請から補助金交付確定までの期間を平成14年度実績に対し、約15%の短縮を行った。

福岡空港事業本部においては、交付申請から交付額確定までの期間を平成14年度実績に対し、約20%の短縮を行った。

【当該年度における取組】

《大阪国際空港事業本部》

故障調査及び積算審査等の簡素化・効率化により期間短縮が図れた。

《福岡空港事業本部》

故障調査業者に対する効率的調査及び早期報告を指導するとともに、積算審査期間の短縮のため、課内職員研修を行い、誰もが審査できる体制をとる等の事務の効率化を図ることにより、当該事業期間の目標値以上を短縮した。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

《大阪国際空港事業本部》

工事発注については、国の制度改正に伴う協議・調整及び民防積算システムの変更作業等で、当初発注が約3ヶ月遅れたことにより、年間を通しての平準化した執行ができなかった。

また、大阪国際空港事業本部では1回あたりの発注台数が316台(福岡の約3倍)と多かったため処理期間が長期化する要因ともなっているため、期間短縮に向けて更に検討すること

とする。

《福岡空港事業本部》

福岡空港事業本部では、次のような手法により期間短縮を行った。

故障調査方法の見直し

機器メーカー毎の全域調査方式から、設計業者による地域分割方式に変更した。

これにより問題点が発生した際の協議が迅速化され、3日間程度の短縮ができた。

故障調査判定審査業務への応援体制の確保（人材の育成）

これまで審査業務は技術担当者のみで行っていたが、他の職員に業務研修を行い、業務多忙時期に応援体制を組むことで、2日間程度短縮できた。

請負金額の決定業務の省力化

見積徴収の方法を「1件毎」から「業者単位に一括」に見直し、2日間程度短縮した。

補助金関係書類作成業務の省力化

作成業務の一部に業務管理システムを活用する等により2日間程度短縮した。

（中期目標）

大阪国際空港及び福岡空港周辺における建物等の移転補償及び土地の買入れにおける補償申請から補償金若しくは土地代金の支払いまでの期間については、処理の迅速化によりこれを短縮させること。

（中期計画）

移転補償事業

事務処理の迅速化を図り、移転補償及び土地の買入れについては申請から代金の支払いまでの期間を15%短縮する。

（年度計画）

移転補償事業

移転補償及び土地の買入れの申請から代金の支払いまでの期間について、物件調査や土地の測量等を効率的に行うことにより、平成14年度実績に比して15%短縮する。

（年度計画における目標値）

移転補償事業の申請から代金支払いまでの期間：14年度比15%短縮

年度計画における目標値設定の考え方

移転補償事業の申請から代金支払いまでの事務処理の迅速化により、処理期間の短縮を図る。

実績値（当該項目に関する取組み状況も含む）

【実績値】

《大阪国際空港事業本部》

移転補償の申請から代金の支払いまでの期間について、14年度実績比で56%の短縮を図った。

《福岡空港事業本部》

物件調査から代金支払までの期間では、物件調査や土地の測量等を効率的に実施することにより、平成14年度実績に比して、処理期間を約9%短縮できたが、申請から代金支払いまでの期間については、平成14年度実績に比して処理期間の15%短縮はできなかった。

【当該年度における取組】

大阪国際空港事業本部では、申請者が自ら先に行っていた土地測量関係の作業を除き、建物調査、補償費の算定、交渉など迅速な対応を行った。

福岡空港事業本部では、物件調査及び土地測量等において、申請者及び周辺地権者等と綿密に調整を行うとともに、円滑に作業がはかどるよう境界立会等の権利関係者の協力を求め、処理期間の短縮に努めた。

実績値が目標値に達しない場合には、その理由及び次年度以降の見通し

《福岡空港事業本部》

効率的な事務処理を行うことにより期間短縮に努めている。

しかしながら、福岡空港事業本部においては、特定年度において申請が集中したため、申請から予算執行（着手）までの待機が発生している。このため、15年度においては、目標達成には至らなかった。

今後とも、所要予算の確保に努め、申請者の待機期間を短縮できるよう努力するとともに、物件調査等から代金支払いまでの期間については、引き続き事務手続きの簡素化等により処理期間の短縮化を図ることとする。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

《大阪国際空港事業本部》

15年度の移転補償は、申請者が自ら土地測量調査等を先に行っていたため、申請から契約の締結までの期間において簡潔・迅速に作業を行えたこと、一方、14年度は、土地引き渡しに不測の日数を多大に要したこともあり、一般的な移転補償の処理日数として整理するには適当な事例ではなかった。

《福岡空港事業本部》

福岡空港事業本部では、平成13年度及び平成14年度の移転補償申請が一時的に増えるなど、次のとおり申請件数及び補償見込額が買入れ件数及び予算額よりも多くなっている。このことから、待機期間が長くなっている。

申請状況及び買入実績

	(申請件数)	(見込補償必要額)	(実績件数及び補償額)	
13年度	60件	6,638百万円	25件	4,430百万円
14年度	71件	9,118百万円	34件	4,299百万円
15年度	39件	8,741百万円	41件	3,870百万円
小計	170件	24,497百万円	100件	12,599百万円

平成16年度予算

用地及び補償費 約4,805百万円

(中期目標)

大阪国際空港周辺における伊丹市中村地区整備に係る移転補償については、着実に推進すること。

(中期計画)

中村地区の移転補償事業

中村地区に係る移転補償事業については、下記により実施する。

イ 中村地区整備協議会(幹事会)と意見、情報交換を行い整備を進める。

ロ 地元自治会と密に連絡情報交換を行い、事務を円滑に進める。

ハ 移転補償の事務(補償額の提示)を行うにあたっては住民及び事業者に十分な説明を行う。

(年度計画)

中村地区の移転補償事業

- イ 中村地区整備協議会（幹事会）と意見、情報交換を月に1回程度実施する。
- ロ 地元自治会との連絡情報交換を関係自治体とタイアップして実施することで住民の意向把握に努める。
- ハ 移転補償事務を行うにあたり住民及び事業者に必要な説明を行うとともに、電話等の照会に対しても適切に対応する。

（年度計画における目標値）

中村地区整備協議会（幹事会）の開催：毎月1回開催

年度計画における目標値及び目標設定の考え方

伊丹市中村地区整備に係る移転補償を着実に推進するため、関係者間との連携を密にするとともに住民等への理解を深めることを目標とした。

実績値（当該項目に関する取組み状況も含む）

【実績値】

イ 中村地区整備協議会（幹事会）において毎月1回意見、情報交換した。

【当該年度における取組】

地元自治会と関係機関が行う連絡情報交換の会議に積極的に参加し、地区住民の意向把握に努めると共に、個々の住民等からの移転に関する照会・質問に対しては、担当職員が自宅に直接出向き説明にあたるなどして理解と協力を求めた。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

中村地区の移転補償（15年度実績）

建物補償 6件 金額 85,915千円

中村地区の物件数及び世帯数（平成16年3月31日現在）

建物 202棟 世帯：152世帯 355人 事業所：54事業所

(中期目標)

大阪国際空港周辺における緑地帯の整備については、平成14年に策定した周辺整備基本方針及び中期基本方針を踏まえて着実に推進すること。

(中期計画)

大阪国際空港周辺の緑地整備

大阪国際空港周辺の都市計画緑地の用地取得等については、国・地元自治体等との協力体制を強化し、着実に実施する。

イ 利用緑地及び緩衝緑地第1期事業分は、概成に向けて推進する。

ロ 緩衝緑地第2期事業分については、平成19年度までに都市計画事業承認・認可を取得できるよう国・地元自治体等と調整する。

(年度計画)

大阪国際空港周辺の緑地整備

イ 利用緑地については、未買収地約1haのうち約0.1haを買収し、用地取得進捗率を94%とする。緩衝緑地第1期事業分については、未買収地約3.3haのうち約0.2haを買収し、用地取得進捗率を約83%とする。また、買収済みの土地約0.8haについて造成・植栽を実施する。

ロ 緩衝緑地第2期事業分については、利用緑地及び緩衝緑地第1期事業分の進捗状況を踏まえつつ、都市計画事業承認・認可について国・地元自治体等と調整する。

(年度計画における目標値)

利用緑地の用地買収：約0.1ha(進捗率94%)

緩衝緑地第1期事業分の用地買収：約0.2ha(進捗率83%)

造成・植栽の実施：約0.8ha

年度計画における目標値及び目標設定の考え方

豊中都市計画緑地の事業推進を図るため、用地の取得及び造成植栽工事を着実に実施する。

実績値(当該項目に関する取組み状況も含む)

【実績値】

イ 利用緑地の用地買収：約0.1ha(進捗率94%)

緩衝緑地第1期事業分の用地買収：約0.2ha(進捗率83%)

造成・植栽の実施：約0.4ha

【当該年度における取組】

イ 利用緑地の区画の一部においては、起業地範囲が斜め地であったため、無道路地、残地補償等の問題が生じたが、地権者等との精力的な対応により事業の進捗を図った。

造成・植栽は、緩衝効果を図るため、国有地でまとまった土地を整備した。

ロ 緩衝緑地第2期事業分の都市計画事業承認・認可の取得にかかる国、自治体等との調整を進めるため、第1期事業分の進捗を踏まえつつ、同区域の土壤汚染調査（履歴）を実施した。

実績値が目標値に達しない場合には、その理由及び次年度以降の見通し

15年度実施予定であった0.8haの整備にあたって、国及び自治体と地元間で調整を行った結果、そのうち0.4haの整備にあたるエリアについて、地区内の道路変更を行う必要が生じたため、平成16年度に地区内の計画を見直し（空港周辺緑地勝部地区全体設計調査）を行った上で実施することとした。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

- ・道路計画の変更に伴う0.4haの地区内整備の見直しにより整備費の縮減が図られる。
- ・緩衝緑地の整備方針について調査を実施した。（自主改善努力の事項で報告）

（中期目標）

福岡空港周辺における緑地帯の整備については、平成14年に策定した周辺整備基本計画及び中期基本方針を踏まえて着実に推進すること。

（中期計画）

福岡空港周辺の緑地整備

福岡空港周辺の緑地整備を推進する。

イ 空港北側地区において、地元住民等の要望も踏まえ、関係機関とも協力し、重点的に緑地整備を推進する。

ロ 空港南側の一定範囲については、平成19年度までに都市計画事業承認・認可を取得できるよう国・地元自治体等と調整する。

(年度計画)

福岡空港周辺の緑地整備

- イ 空港北側地区において、地元住民等の要望も踏まえ、関係機関とも協力し、重点的に緑地整備等の推進を図る。買収済みの土地約0.6haについて造成・植栽を実施する。
- ロ 空港南側の一定範囲については、都市計画事業承認・認可を取得について国・地元自治体等と調整する。

(年度計画における目標値)

造成・植栽の実施：約0.6ha

年度計画における目標値及び目標設定の考え方

空港北側地区において、地元住民等の要望も踏まえ、関係機関とも協力し、重点的に緑地整備を図る。

また、空港南側の一定範囲については、都市計画事業承認・認可を取得できるよう国、地方自治体等と調整・協議する。

実績値（当該項目に関する取組み状況も含む）

【実績値】

造成・植栽の実施：約0.6ha

【当該年度における取組】

造成・植栽については、空港北側地区（福岡市東区社領2丁目）において、地元住民等の要望も踏まえ、緑地（6,256㎡）の整備を行った。

都市計画事業に関しては、事業内容、事業承認・認可の手続き等について、国、福岡県、福岡市及び空港周辺整備機構で構成する福岡空港周辺整備計画調査委員会等において、協議することについて確認しあった。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

特記事項なし

(中期目標)

(3) 空港と周辺地域の共生

空港と周辺地域の共生に資するための措置を講ずること。

(中期計画)

(3) 空港と周辺地域の共生

国土交通省が進めるエコエアポート構想に協力するほか、次の措置を行う。

- イ 周辺地域活性化促進協議会等を通じ啓発活動を積極的に実施する。
- ロ 環境関係の見学要望には適切に対応し、環境対策の理解を深める。
- ハ 校外学習の一環としての義務教育機関からの環境学習の受け入れ等を推進する。

(年度計画)

(3) 空港と周辺地域の共生

空港周辺地域の緑地整備を推進するなど国土交通省が進めるエコエアポート構想に協力するほか、次の措置を行う。

- イ 周辺地域活性化促進協議会等を通じ環境関係の講演を行うことにより啓発活動を実施する。
- ロ 環境関係の見学要望には適切に対応し、環境対策の理解を深める。
- ハ 校外学習の一環としての義務教育機関からの環境学習の受け入れ等を推進するため、関係自治体の教育委員会への働きかけを実施する。

年度計画における目標設定の考え方

大阪国際空港においては、国土交通省が進めるエコエアポート構想に協力するほか、大阪・福岡空港において小中学校等の見学・校外学習への受け入れを行う等、空港周辺地域の生活環境対策の一翼を担う空港周辺整備機構の一層なる啓発活動を行う。

当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

【当該年度における取組】

大阪国際空港における「エコエアポート協議会」の設立準備段階から積極的に参加し、協力を図るとともに、大阪国際空港では次の取組を行った。

- ・周辺地域活性化協議会に対する機構が実施する地域活動の役割講演会(2/22)
- ・大阪産業大学から「大阪国際空港周辺土地利用の過去と現在」等を課外授業のテーマとして講演の依頼があり、これを受入れて11月20日に学生約30名に対し空港周辺対策事業の概要と独立行政法人として機構の役割について説明等を行った。

なお、大阪国際空港事業本部では、周辺小中学校等に対して、また、福岡空港事業本部では、小中学校及び公民館活動を所管する福岡市教育委員会へ環境学習のカリキュラムに組み入れてもらうべく受入の働きかけを行った。(2月上旬)

【次年度以降の見通し】

福岡空港においては、平成16年5月に「福岡空港エコエアポート協議会」の設立が予定され、具体的な取組が開始されることとなるため、今後は、同協議会に積極的に参加し、関係機関等と十分に協力を図っていく。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

大阪国際空港エコエアポート協議会の設置(平成16年3月4日)

(概要) 空港本体における環境負荷の低減並びに空港周辺の土地活用による面的整備及び空港と地域の交流・活性化を推進することにより、「空港及びその周辺における環境保全及び良好な環境の創造を進める空港」を実現するために検討し、協議を行う組織である。

(メンバー) 国、大阪府、兵庫県、空港周辺6市、航空各社、空港内事業各社他

4. 財務内容の改善に関する事項

(中期目標)

4. 財務内容の改善に関する事項

財務内容の改善を図るため、欠損金を3割圧縮するほか、未収金の大幅な圧縮など、適切な措置を講じること。

(中期計画)

3. 予算、収支計画及び資金計画

(1) 予算 別紙のとおり

(2) 収支計画 別紙のとおり

(3) 資金計画 別紙のとおり

欠損金を30%圧縮する。

未収家賃を40%圧縮する。

(年度計画)

3. 予算、収支計画及び資金計画に関する年度計画

- (1) 予算 別紙のとおり
- (2) 収支計画 別紙のとおり
- (3) 資金計画 別紙のとおり

未収家賃を回収するため連帯保証人も含め郵便・電話での督促、また戸別訪問を精力的に実施する。

年度計画における目標設定の考え方

予算、収支計画は、機構が行う事業計画に沿って算定した。

当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

【当該年度における取組】

予算、収支計画及び資金計画は、経費の抑制を図りつつ事業計画に沿って適正に執行した。未収家賃の回収のため、滞納者に対して直接交渉を行うなど積極的に回収を求めた。

【次年度以降の見通し】

今後も予算、収支計画及び資金計画の適正な執行に心がけ、引き続き、未収家賃の回収等にも努力する。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

特記事項なし

(中期計画)

4 . 短期借入金の限度額

資金不足となる場合等における短期借入金の限度額は、 1 , 4 0 0 百万円とする。

(年度計画)

4 . 短期借入金の限度額

資金不足となる場合等における短期借入金の限度額は、 1 , 4 0 0 百万円とする。

年度計画における目標値設定の考え方

予見しがたい事故等による資金不足に対応するため、短期借入金の限度額を1,400万円とした。

実績値（当該項目に関する取組み状況も含む）

該当なし

（中期計画）

5．重要な財産の処分等に関する計画

該当なし

（年度計画）

5．重要な財産の処分等に関する計画

該当なし

年度計画における目標値設定の考え方

該当なし

実績値（当該項目に関する取組み状況も含む）

該当なし

（中期計画）

6．剰余金の使途

該当なし

（年度計画）

6．剰余金の使途

該当なし

年度計画における目標値設定の考え方

該当なし

実績値（当該項目に関する取組み状況も含む）

該当なし

5. その他業務運営に関する重要事項

（中期目標）

5. その他業務運営に関する重要事項

（1）人事に関する計画

業務運営を効率化し、計画的に人員の抑制を図ること。

（中期計画）

7. その他主務省令で定める業務運営に関する重要事項

（1）人事に関する計画

方針

イ 定年退職者の補充にあたっては原則として業務の進捗に応じ削減する。

ロ 国・府・県・市からの出向者については若返りを図り、人件費を抑制する。

（年度計画）

7. その他業務運営に関する重要事項

（1）人事に関する計画

方針

国・府・県・市からの出向者については平均して若返りを図り、人件費抑制につながる人事異動計画が策定されるよう調整・協議を行う。

年度計画における目標設定の考え方

空港周辺整備機構は、大阪国際空港事業本部の一部プロパー職員（9名）を除き、福岡空港事業本部を含め、国、府、県、市の出向者で構成されており、人事権については、それぞれの出身母体（派遣元）が握っていることから、これらの関係機関の協力が不可欠である。

このため、各関係機関の人事異動策定期間に、機構の実情及び人事方針を説明し、職員の若返り、人件費の抑制及び組織の活性化につながる人事異動計画が策定されるよう調整・協議を

行うことを平成15年度の目標とした。

当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

【当該年度における取組】

平成16年度の異動計画にあたり、平成15年11月～12月初旬にかけて国・府・県・市に対し若い人材の派遣要請を実施した。

また、機構内部における業務に見合った円滑な人事配置等を実施すべく、派遣協定の見直しについて協議を行い、一部協議が整った自治体から実施した。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

特記事項なし

(中期計画)

人事に関する指標

独立行政法人への移行時において、組織及び職員数の見直しを行い、平成15年4月時点に比して、12名削減する。

さらに、中期目標期間中に計画的に人員を抑制する。

(年度計画)

人事に関する指標

独立行政法人への移行時において、組織及び職員数の見直しを行い、平成15年4月時点に比して、12名削減する。

(年度計画における目標値)

人員削減：12名の削減

年度計画における目標値設定の考え方

独立行政法人は、組織の効率化・活性化が求められており、事業を進める上で組織体制のスリム化並びに効率的な人員の配置の実施を平成15年度の目標とした。

実績値（当該項目に関する取組み状況も含む）

【実績値】

人員

大阪 74名 61名（13名減）

福岡 33名 31名（2名減）

（上記15名の削減とは別に、役員を平成15年10月1日に2名削減した。）

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

平成15年度の10月1日以降の異動者について前任者との比較を行った場合、次のような改善がなされた。

平均年齢	45.2歳	41.8歳
平均俸給月額	426,324円	396,176円